

チベット仏教における三身説と四身説の設定

——『現観莊嚴論』「法身章」所説の二十一種無漏智
zag pa med pa'i ye shes sde tshan nyi shu rtsa gcig po の解釈を中心に——

田中 公明

1 はじめに

チベット仏教の仏身論に、『現観莊嚴論』(AA)の第八「法身章」dharmakāyābhisambodhādhikāraにおける議論が大きな影響を与えていることは、すでに先行研究によって明らかにされている。筆者は、2004年から2年に亘って東京大学でタルマリンチェンの『ナムシェーニンボギェン』(NSNG)の「法身章」を講読する機会をもったが、その結果、「法身章」における三身説と四身説について、従来の研究には、いくつか訂正すべき点があることが明らかになった。

四身説において付加された「智法身」の特徴は『二万五千頌般若経』(PVSP)所説の二十一種無漏智 zag pa med pa'i ye shes sde tshan nyi shu rtsa gcig po/nyer gcig poにあるが、従来はその重要性が看過されてきたように思われる。本稿では、チベット仏教における三身説と四身説の設定を、二十一種無漏智を中心に再検討するとともに、どうしてチベットでは、ラトナーカラシャーティ、アバヤーカラグプタらの批判にもかかわらず、ハリバドラ(8c-9c)の四身説が有力となるに至ったのかを検討することにした。

2 従来の研究

AAの仏身論に関する先行研究としては、まず天野宏英氏の論文(天野1964)を挙げねばならない。同論文は『宗教研究』誌で30頁に及び、その後の研究の基礎となった労作である。ついで磯田熙文氏は、天野氏の研究を承けつつ、ハリバドラの四身説が、彼の創説であるかを検討した(磯田1885)。また三身説が顕教の設定であるのに対し、四身説・五身説は密教の説であるという、その後のチベットでしばしば取り上げられた論点について、スーナムツェモ(1142-82)の『タントラ部の概説』*rgyud sde spyi'i rnam par gzhag pa*に対応する記述を発見した(同論文, 369注11)点も重要である⁽¹⁾。いっぽう磯田1988は、法身章の第4節、七十義の最後のトピックである法身の事業 *mdzad pa phrin las* について論じた現在のところ唯一の論文である。

いっぽう佐久間秀範氏は、現在までのところAAの仏身論に関して、最も多くの研究を発表している。まず佐久間1986は、三身説をとるサキャ派のコラムパ(1429-89)の『現観莊嚴論釈』(BZTK)により、三身説と四身説の相違点を概観した。

—チベット仏教における三身説と四身説の設定—

さらに佐久間 1992a と 1992b は一連の論考で、1992a においてインドの諸註釈家が三身説・四身説の何れに属していたのかを確認した後、1992b において、三身説・四身説を主張する学匠の間で、チベット仏教の仏身論を論じる上で問題となる AA, 1-17⁽²⁾ の pāda B 後半が相違していたという、興味深い指摘を行った。

これに対して谷口富士夫氏は、AA 全般に亘って、最も多くの研究を公表している。「法身章」に関しても谷口 1988 があるが、本稿の主題である二十一種無漏智に関しては、とくに詳しい言及はないので、今回の考察からは除外した。

3 『現観莊嚴論』 第 1 章第 17 偈

それではまず、AA の仏身論を論じる上で、つねに問題となる AA, 1-17 について、簡単に見ることにしよう。なお AA, 1-3 から 1-17 まではチベットで *lus rnam bzhag*⁽³⁾ と呼ばれる全体の要旨で、その第 17 偈は、本稿の主題である第八「法身章」の概説に相当する。

svābhāvikaḥ sasāmbhogo nairmāṇiko 'paras tathā/
dharmakāyaḥ sakāritraś caturdhā samudīritaḥ//17//(AASV, 9)

ngo bo nyid longs rdzogs bcas dang/
de bzhin gzhan pa sprul pa ni/
chos sku mdzad pa dang bcas pa/
rnam pa bzhir ni yang dag brjod//(AA, 3a3)

このように本偈では、pāda A に自性身と報身、pāda B に応身が説かれており、三身説では、pāda C に説かれる dharmakāyaḥ sakāritraś を七十義の最後のトピックである法身の事業を明かしたものと解釈する。これに対して四身説では pāda C の dharmakāya を、三身の総体としての法身ではなく第四の仏身と解し、チベットの般若学では、これを三身・四身の総体としての法身と区別して「智法身」と呼ぶのである。

なお佐久間氏は pāda B の後半 'paras tathā が、三身論者によって *iti tridhā* に改変されたと主張する。このテキストの相違が、佐久間氏が論じたように、三身説論者による意図的な改竄であったかについては議論の余地があるが⁽⁴⁾、両者が依用したテキストが相違していたとの指摘は妥当であり、承認されるべきである。

4 二十一種無漏智とは何か？

つぎに、本稿の主題である二十一種無漏智について見ることにしよう。

二十一種無漏智は、PVSPP 所説の、1. 三十七菩提分法 2. 四無量 3. 八解脱 4. 九次第定 5. 十遍処 6. 八勝処 7. 無諍三昧 8. 願智 9. 六神通 10. 四無碍 11. 四種一切相清浄 12. 十自在 13. 十力 14. 四無畏 15. 三無護 16. 三念処 17. 三無忘失法 18. 拔除習気 19. 大悲 20. 十八不共佛法 21. 一切相智性という二十一種の無漏法に由来する。なお PVSPP では、この後に道種智 *mārgākārajñatā* と一切

—チベット仏教における三身説と四身説の設定—

【表】『二万五千頌般若経』法身章対応部分

	七十義	二万五千頌般若経 (Peking No. 5188)	二万五千頌般若経 (木村校訂梵本)	主な教理内容
自性身	67. 自性身	第1パラグラフ ca, 258b1-258b4	p.43, ll. 6-10	
智法身		第2パラグラフ ca, 258b4-259a1	p.43, ll. 11-21	二十一種無漏法
報身	68. 報身	第3パラグラフ ca, 259a2-259a5	p.43, ll. 21-29.	三十二相八十種好 (五決定)
応身	69. 応身	第4パラグラフ ca, 259a6-259a8	p.43, l.30-p. 44, l.4	一切時に種々の化身雲で 衆生を救済
事業	70. 事業	第5パラグラフ以下 ca, 259a8-402b4	p.44, l.5-p. 179, l.25	二十七種の仏事業

智 sarvajñatā が説かれるが、この両者は通常は無漏智に含めない。ハリバドラは道種智・一切智は一切種智に撰せられるとするが⁽⁵⁾、コラムパは、これを明確に却けている⁽⁶⁾。これらが「智」と称されたのは、四身説において、智法身の本体とされたためである。

なお PVSP の「法身章」対応部分は、ネパールに伝存するサンスクリット原典、チベット訳(テンギェル所収本)ともに三身説に従って分科されており、自性身が2パラグラフ、報身・応身は各1パラグラフである⁽⁷⁾。いっぽう四身説では、自性身の2パラグラフのうち第1パラグラフを自性身、第2パラグラフを智法身に配当する⁽⁸⁾。ところが「法身章」最後のトピックである法身の事業は、木村高尉氏の校訂テキストで三身対応部分の100倍以上にあたる136頁に及び、著しいアンバランスが生じている。このうち二十一種無漏智は、三身説の自性身相当部分の第2パラグラフに説かれるから、PVSP の分科上でも、三身説では自性身、四身説では智法身となる。(表参照)

ところが PVSP に対応する玄奘訳『大般若波羅蜜多経』「第二分衆徳相品」には、二十一種無漏智に対応する経文が見いだせない⁽⁹⁾。このことから PVSP の当該箇所は、AA に基づく『般若経』の解釈学が一般化してから、新たに挿入された可能性が考えられる。

二十一種無漏法について、はじめて本格的に言及したのは天野氏である。同氏は、特定の無漏法を法身と呼ぶことについて、『大毘婆沙論』『大智度論』の用例を挙げている。(天野 1964, 286) また『撰大乘論釈』に法身相應の功德法として、2. 四無量 3. 八解脱 6. 八制入 5. 十一切入 7. 無諍三摩提 8. 願智 10. 四無礙解 9. 六通慧。三十二大人相 八十小相 11. 四種一切相清淨 13. 十力 14. 四無畏 15. 四不護 16. 三念處 18. 拔除習氣 17. 無忘失法 19. 大悲 20. 十八不共法 21. 一切相最勝智等が挙げられていることも指摘した。(天野 *ibid.*)

またコラムパが述べている⁽¹⁰⁾ように、天野氏が指摘した『撰大乘論釈』だけでなく、『阿毘達磨集論』*Abhidharmasamuccaya* 「得品」にも、仏の功德法として、2. 四無量 3. 八解脱 6. 八勝処 5. 十遍処 7. 無諍 8. 願智 10. 四無礙解 9. 六神通 11. 相隨顯清淨 13. 十力 14. 四無畏 16. 三念住 15. 四不護 17. 無忘失法 18. 永断習氣 19. 大悲 20. 十八不共法 21. 一切種妙智が挙げられている。しかも「得品」では、これらの一々が衆生救済の業用をもつことが明らかにされている⁽¹¹⁾。したがって二十一種無漏智は、1. 三十七菩提分法と 2. 四無量以下の仏功德法が組み合わされて成立したと推定できる。

二十一種無漏智の筆頭に挙げられる三十七菩提分法は、ブツダが最後の旅の途中、ヴァイ

—チベット仏教における三身説と四身説の設定—

シャーリーで一代の教法の総括として説いたといわれる。ターラナータの『釈迦牟尼仏伝』(STNT)には、ブツダがヴァイシャーリーで魔王に入滅を勧められ、三ヶ月後に涅槃に入ると約した後、一切の比丘を集めて「諸々の有為法は無常なり、今生と来世を利益するものを受持すべし。すなわち三十七菩提分法これなり」⁽¹²⁾と説いたとされる。

いっぽう二十一種無漏智のうち 13. 十力, 14. 四無畏, 16. 三念処, 19. 大悲, 20. 十八不共仏法は『俱舎論』「分別智品」に説かれ、これらを「智」と解釈する方軌が、古来より存在したことが分かる。これに対して 2. 四無量, 3. 八解脱, 4. 九次第定, 5. 十遍処, 6. 八勝処は、『俱舎論』では「分別定品」に説かれている。

5 佐久間説の検討

佐久間氏は、インド撰述のAAの註釈から、三身説と四身説の相違を論じた部分を抽出し、和訳を付している。その中でも、ラトナーカラシャーンティの *Suddhamatī* [Dag ldan], アバヤーカラグプタの *Marmakaumudī* [MK] と *Munimatālaṅkāra* [MAA] からの引用は、三身説を支持する両者が、ハリバドラの四身説を批判したのものとして注目される。(佐久間 1992a, 11–15) そこで以下に、佐久間氏が引用した原文⁽¹³⁾を掲出し、その訳を検討することにした。

gzhan dag ni chos de dag nyid chos⁽¹⁴⁾ kyi sku ste/ sangs rgyas nmams kyi sku bzhi pa yin la/ de lta yin dang tshul gzhan las sku bzhi⁽¹⁴⁾ gsungs pa de ni legs par gsungs pa yin no zhes smra'o// de ni bden pa ma yin no// (Dag ldan, 228b6–228b7)

「別な者達は、それらの法そのものが〈法身〉である。つまり諸仏の四身であり、そのようであるとすれば別な流儀から四身とお説きになったそのことが正しくお説きになったことであると主張した。[しかし]これは正しくないのである。」(佐久間氏訳)

上の引用では、「それらの法」chos de dagが何を意味するか明確でないが、ラトナーカラシャーンティは、それに先立つパラグラフ(228a8–228b4)で二十一種無漏智を列挙⁽¹⁵⁾した後、続くパラグラフ(228b4–228b6)で、これらが自性身であることを明かしており、それから「別な者達は」と敵者の見解を批判するのであるから、「それらの法」は、当然のことながら二十一種無漏智ということになる。

つぎにアバヤーカラグプタのMKでは、

de nyid kyi chos kyi tshogs la sku bzhi pa nyid du pha rol tu phyin pa'i tshul du seng ge bzang pos rang bzos nmam par⁽¹⁶⁾ byas pa ni spang bar bya ba nyid do// (MK, 222a7)

「それ自体の法の集まりに対して四身であると波羅蜜[乗]の流儀(場面)[であるの]に[も]かかわらず、Haribhadraが自説を[捏]造したもので、断じられるべきものである。」(佐久間氏訳)

上掲引用文でも、「それ自体の法の集まり」de nyid kyi chos kyi tshogsが何を意味するのか明確でないが、それ以前の文脈から「菩提分法等の仏法」byang chub kyi phyogs la sogs pa'i sangs rgyas kyi chos (222a4)、つまり二十一種無漏智であることが分かる。

—チベット仏教における三身説と四身説の設定—

さらに同じアバヤーカラグプタの MMA は、以下の通り。

de'i phyir 'jig rten las 'das pa'i byang chub kyi phyogs la sogs pa rnams sgyu ma lta bu'i gnyis su med pa'i ye shes kyi ngo bo ni chos kyi sku ste bzhi pa'o zhes gang du'ang rnam par bzhag pa med de rnam par gzhas pa de ni seng ge bzang po'i rang dbang las te spang par bya'o//(MMA, 285a6-a7)
「それ故に出世間の菩提分等、つまり迷妄の如き二のない智の本体がまさに<法身>である。すなわち、四身であるとは何処にも定義されていないのである。つまり、この[四身という]定義は Haribhadra 自身のものからであって、断じられるべきものである。」(佐久間氏 訳)

上掲2著作においてアバヤーカラは、「それ自体の法の集まり」あるいは「出世間の菩提分等」すなわち二十一種無漏智が、四身説の立場からは法身になると明確にした上で、これをハリバドラの説であるとして却けていることが分かる。

ところが佐久間氏は、これら二十一種無漏智を法身とするという文脈に現れる sku bzhi pa を常に「四身」と訳していることに気づく。

AA で仏身論を扱う第八章が「法身」と呼ばれるように、AA では、三身・四身の総体を法身と呼ぶ慣行がある。しかし二十一種無漏智を法身であり四身であると訳せば、二十一種無漏智は報身や応身でもあることになってしまう⁽¹⁷⁾。これは二十一種無漏智を、三身説では自性身、四身説では智法身に配当するチベットの般若学の伝統ならびに、天野氏以来のわが国の研究とも著しく乖離することになる。

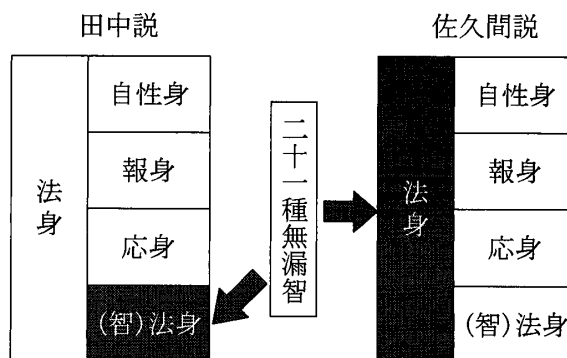
これに対して Dag Idan では、sku bzhi pa の後に sku bzhi (二重下線) が現れ、こちらは「三身説」「四身説」という場合の四身に相当する。

したがって佐久間氏が「四身」と訳した sku bzhi pa は、仏身 sku に序数の bzhi pa が付された語であり、四身ではなく第四身と訳するのが適当と思われる。そして智法身は、三身説の自性身・報身・応身に追加された第四身であるばかりでなく、チベットの仏身論で常に問題となる AA, 1-17 において四番目に説かれる「(衆生救済の) 働きをもつ法身」dharmakāyaḥ sakāritraḥ に相当することからも、まさに第四の仏身といえる。そしてこのように解釈すれば、二十一種無漏智を智法身に配当するチベットの四身説とも、何ら矛盾するところがないのである。

このように上掲の引用文では、ハリバドラの四身説が、三身説では自性身に配された二十一種無漏智を AA, 1-17 で四番目に説かれる「(衆生救済の) 働きをもつ法身」に結びつけ、これを智法身として別立するものであることが明確に示されている。

佐久間氏は、この両説の相違を明確に示す一節を的確に指摘したにもかかわらず、残念ながらチベット語の数詞の基数 bzhi と序数 bzhi pa を混同したため、正しい理解に至らなかったといえよう。(図参照)

そしてこれは「転依によって(無漏に) 転じたところの、無戲論の智を本質とする菩提



分法等の諸法も、第二の法身 dharmakāyo dvitīyo である、と云われる。」(天野 1964, 286) というハリバドラが紹介した或る説⁽¹⁸⁾に近い。これがハリバドラ自身の見解と同じであるかについては種々の議論があるが、少なくともラトナーカラシャーンティとアバヤーカラグプタは、これをハリバドラ流の四身説と見なしていたことが確認できる。

6 チベットにおいて四身説が定説化した理由

しかしこのハリバドラの説は、「本頌 (=1-17) で、自性身という語の直後に(智)法身の語がいわれなかったから三身のみである」⁽¹⁹⁾と批判されたように、いささか牽強附会の観をぬぐいきれない。

ところがツォンカパは *Legs bshad gser phreng* (LSSP) において、「阿闍梨 (=ハリバドラ) のこの主張に対しては、前述のように、インドのみならずチベットでも多くの者が良くないと言っているが、私は、これこそ妥当であると思うのである。」⁽²⁰⁾と述べて、ハリバドラの四身説を擁護し、これ以後ゲルク派のみならず、他派でも四身説が広く行われるようになった。本稿では以下で、インドでは批判にさらされてきたハリバドラの四身説が、チベットでは何故、有力になったのかを考えてみたい。

チベットの般若学では、抽象的理法である法身が衆生利益という実効作用 *arthakriyā* をもつかが、しばしば議論されてきた。

二十一種無漏智の筆頭に挙げられる 1. 三十七菩提分法は、ブツダが一代の教化の総括として説いた教法で、ターラナータの STNT で見たように、これが滅後の衆生を利益することは、チベットでも広く承認されていた。いっぽう 2. 四無量以下の仏功德法が衆生救済の業用をもつことは、『阿毘達磨集論』に明らかにされている。したがって二十一種無漏智を智法身と考えれば、智法身の定義ともいふべき「(衆生救済の)働きをもつ法身」の要件を満たすことになる。

天野氏は AA, 8-34 の前文に基づき、(智)法身の衆生救済の事業は、直接的には報身・応身の二種の色身を通じて行われると論じている。(天野 1964, 291) しかしチベットの般若学では、報身は色究竟天を離れず、直接的には色究竟天に往詣することができる高位の菩薩のみを所化とするとされた(田中 1996)。衆生が応身仏の出興に出会うことは稀であるから、凡夫が法身の救済に預かることは、実際には非常に困難となる。

また(智)法身の本体とされる二十一種無漏法のうち、15. 三無護 16. 三念処 19. 大悲等は、仏が衆生に接するあり方であるから、色身の仏の存在を前提としている。しかし 1. 三十七菩提分法 5. 十遍処 6. 八勝処等は仏が説いた修道法であり、応身仏の滅後も、それを実践する衆生を利益することができる。したがって二十一種無漏法を、衆生救済の働きをもつ智法身と立てることは、法身の衆生救済が不断であり、凡夫を含めた一切衆生にまで及ぶという要請上からも妥当だということになる⁽²¹⁾。

つまりチベットで四身説が支持されたのは、救済者論 *soteriology* の上から、チベット人の心性に響くものがあつたからではないだろうか？

従来、AA の研究は、主として唯識思想の研究者によってなされてきた。ところがチベットの仏身論を考える上で重要な二十一種無漏智は、唯識系論書に説かれる仏功德法と関連を有す

—チベット仏教における三身説と四身説の設定—

るとはいえ、唯識には存在しない教理概念である。

チベットの般若学では、智法身に関して、PVSPやAA本頌には説かれぬ四智や五法といった唯識系の教理概念が論じられることがある。ハリバドラ自身も、二十一種無漏智の解説で転依 *āśraya-parāvṛtti* に言及しているから、唯識思想が念頭になかったとはいえない。

しかし般若学に、他の唯識系論書をしきりと援用するようになるのは、チベットに「弥勒の五法」⁽²²⁾が導入されてからであり、AAの仏身論を論じる上では、PVSPに説かれぬ四智・五法ではなく、玄奘以前には遡り得ないとはいえ、PVSPに典拠を有する二十一種無漏智を中心に考えなければならないのである。

7 まとめ

本稿では、AA「法身章」所説の二十一種無漏智 *zag pa med pa'i ye shes sde tshan nyi shu rtsa gcig po* を中心に、チベット仏教の仏身論、とくに三身説と四身説の相違点について検討した。

本稿で論じてきたように、AA, 1-17を読むかぎり、三身説の方が、より自然な解釈であり、おそらく弥勒を自称したAA本頌の編者の意図も三身説にあったと思われる。ところがチベットでは、ラトナーカラシャーンティ、アバヤーカラグプタらの批判にもかかわらず、ハリバドラの四身説が定説化するに至った。これは直接的には、現在のチベット仏教の主流を形成するゲルク派の祖、ツォンカパが四身説を支持したことによっている。

チベット仏教の教理は、僧院で行われる論議を中心に形成されてきた。論議においては、敵者の主張の矛盾を突き、論理的破綻に追い込むことが求められる。したがって三身説・四身説の論争に関しても、論議が、ややもすればネガティブ・キャンペーンとなり、三身説・四身説に、それぞれどのようなメリットがあるのかは、なかなか見えてこない⁽²³⁾。

しかし本稿で見たように、三十七菩提分法をはじめとする二十一種無漏智を衆生救済の働きをもつ智法身と立てることは、応身仏の出興にかかわらず仏の衆生救済が不断であるという、救済者論上の要請があったからではないかと思われる。これはインド仏教の正統を意識しながらも、自らの心性にマッチしたものを選択してゆくという、チベット仏教の本質を考える上でも、重要なポイントであると思われる。

略号表

- AA *Abhisamayālaṅkāra. Shes rab kyi pha rol tu phyin pa'i man ngag gi bstan bcos mngon par rtogs pa'i rgyan zhes bya ba'i tshig le'ur byas pa.* Peking No. 5184. mDo 'grel, ka 1-15b3. 『西藏大蔵経』第88巻, 1-8, 鈴木学術財団, 1957。
- AASV Koei H. Amano (ed.). *Abhisamayālakāra-kārikā-śāstra-vivṛti.* 平楽寺書店, 2000。
- AS *Abhidharmasamuccaya. Aśaṅga (circa 395-470). Chos mngon pa kun las btus pa.* Peking No. 5550. mDo 'grel, li 51a2-141b2. 『西藏大蔵経』第112巻, 236-272, 鈴木学術財団, 1957。
- BZTK *Go ram pa bSod nams seng ge (1429-1489). Shes rab kyi pha rol tu phyin pa'i man ngag gi bstan bcos mngon rtogs rgyan gyi gzhung snga phyi'i 'brel dang dka' gnas la dpyad pa sbas don zab mo'i gter gyi kha 'byed.* 『サキヤ派全集集成』第13巻 東洋文庫 1968。
- Dag Idan *Śuddhamatī. Ratnākaraśānti (10-11c). mNgon par rtogs pa'i rgyan gyi tshig le'ur byas pa'i 'grel*

—チベット仏教における三身説と四身説の設定—

- pa dag ldan zhes bya ba*. Peking No. 5199. mDo 'grel, ta 87b8–227b8. 『西藏大蔵経』第91巻, 225–281, 鈴木学術財団, 1957。
- LSSP Tsong kha pa Blo bzang grags pa (1357–1419). *Legs bshad gser phreng*. 『善説金珠』西寧: 青海民族出版社, 1986。
- MK Marmakaumudī. Abhayākaragupta (1064–1125?). *'Phags-pa shes rab kyi pha rol tu phyin pa brgyad stong pa'i 'grel pa gnad kyi zla ba'i 'od ces bya ba*. Peking No. 5202. mDo 'grel, da 1–256a7. 『西藏大蔵経』第92巻, 109–212, 鈴木学術財団, 1957。
- MMA Munimatālaṅkāra. Abhayākaragupta (1064–1125?). *Thub pa'i dgongs pa'i rgyan*. Peking No. 5299. mDo 'grel, ha 71b3–398b3. 『西藏大蔵経』第101巻, 146–277, 鈴木学術財団, 1957。
- NSNG rGyal tshab Dar ma rin chen (1364–1431). *rNam bshad snying po rgyan*. Varanasi: Gelug pa Student Welfare Committee CIHTS, 1994。
- PVSPP Takayasu Kimura (ed.). *Pañcaviṃśatisāhasrikā Prajñāpāramitā VI~VIII*. 山喜房仏書林, 2006。
- STNT Jo nang Tāranātha (1575–1640). *bCom ldan 'das ston pa shā kya thub pa'i rnam thar*. 『釈迦牟尼伝略』西寧: 青海民族出版社, 1997。

文献表

天野 宏英

1964 「ハリバドラの仏身論」『宗教研究』37, pp. 277–307。

磯田 熙文

1985 「『Abhisamayālaṅkāra』の三身説と四身説」『印仏研』34 (1), pp. 375–368。

1988 「法身の事業について」『日本仏教学会年報』53, pp. 47–60。

佐久間 秀範

1986 「『現観莊嚴論』法身章をめぐって (I) —コラムパ『現観莊嚴論釈』第八章—」山口瑞鳳監修『チベットの仏教と社会』, 春秋社, pp. 291–319。

1992a 「『現観莊嚴論』第八章をめぐるインド諸註釈家の分類—三身説と四身説」『四天王寺国際仏教大学文学部紀要』24, pp. 1–30。

1992b 「『現観莊嚴論』をめぐる三身説グループによる第一章第十七偈改変の経緯」『般若波羅蜜多思想論集』, pp. 183–194。

田中 公明

1996 「報身の五決定について」『東方』12, pp. 74–84。

谷口 富士夫

1988 「『現観莊嚴論』における法身」『日本仏教学会年報』53, pp. 61–74。

袴谷 憲昭

1986 「チベットにおけるマイトレーヤの五法の軌跡」山口瑞鳳監修『チベットの仏教と社会』, 春秋社, pp. 235–268。

注

- (1) この問題について佐久間 1986, 314, 注 (43) は, 「該当テキスト未見」としている。
- (2) 本稿では『現観莊嚴論』の偈番号は AASV に従っている。AASV の第 1 章第 17 偈は, Vaidya 本の『現観莊嚴論大註』では第 18 偈となる。
- (3) なお Acharya Pema Tenzin (ed.). Khenpo Tsondu (1920–79). *bsTan bcos chen po mngon rtogs rgyan gyi lus rnam bzhag gi 'grel pa 'jigs med chos kyi dbang po'i zhal lung zhes bya ba* (Sarnath: CIHTS 1988) は *lus rnam bzhag* の原語を *kāvyavyavasthā* とするが, AASV, 8 に現れる *śārīryavyavasthāna* が正しい。また佐久間 1986, 316, 注 (63) は, 論体 *lus* を八現観の次第を略述した Vaidya 本第 1 章 4–5 偈 (=AASV, 1–3 ~ 4) とし, その説明 *rnam bzhag* を Vaidya 本第 1 章 6–18 偈 (=AASV, 1–5 ~ 17) と

—チベット仏教における三身説と四身説の設定—

- 解するが、むしろ AASV, 1-3 ~ 17 の全体を *lus rnam bzhag* と考えた方がよい。
- (4) パーラ朝時代のベンガル系写本では、*ta* 字の末尾を僅かに屈曲させると *tr* 字 (*tri* 字ではない) になり、*dhā* 字の頭を巻き込むように屈曲させると *thā* 字になるため、筆写の過程で生じた *variant readings* が、教理的に意味をもつようになった可能性も考えられる。
 - (5) *ca-śabdopāttā mārggajñātādayo 'pi prāg uktāh/* (AASV, 105)
 - (6) 佐久間 1986, 307-308 に、これについての議論が見えるが、佐久間氏は三智のうち的一切智に相当する *gzhi shes* を「根本智」と訳しているため、唯識の「根本無分別智」と紛らわしく、問題の所在が分かりにくくなっている。
 - (7) 『二万五千頌』の三身対応部分は PVSP, 43-44 で、天野 1964, 278-279 に邦訳が紹介されている。
 - (8) 四身説を採る NSNG, 549 に自性身相当部分が、NSNG, 551 に智法身相当部分が引用されている。
 - (9) 大正蔵 Vol. 7, 369b.
 - (10) 佐久間 1986, 308 参照。ただし同論文, 318 注 (85) は、『阿毘達磨集論』の該当箇所として「一切種妙智」(大正 Vol. 31, 691c) 以下を挙げるが、そこには仏功德法についての記述はない。コラムバが念頭に置いていたのは、2. 四無量 3. 八解脱以下、佐久間氏が指摘した 21. 一切種妙智までが説かれる大正 690c-691c; AS, 132a2-135b3 までと思われる。
 - (11) 大正 Vol. 31, 692a-692b; AS, 135b8-137a4.
 - (12) *de nas dge slong thams cad bsdu bar mdzad de/ 'dus byas thams cad mi rtag pa yin na/ tshe 'di dang phyi ma la gang phan pa dang bde ba de bzung bar bya ste/ de gang zhe na byang chub kyi phyogs kyi chos sum cu rtsa bdun no//*(STNT, 180-181)
 - (13) 佐久間氏はチャンドラダース式で転写しているが、本学会の規定によりワイリー式に変更した。
 - (14) 中国蔵学研究中心編『丹珠爾』第 53 巻によれば、デルゲ・チョーネ版には *chos* の字が欠けている。
 - (15) なお現存する 4 版すべてで、9. 六神通のみが欠けている。
 - (16) 中国蔵学研究中心編『丹珠爾』第 54 巻によれば、この間に *bzhag pa* が入るが、北京版には欠けている。
 - (17) これは MK からの引用箇所の前でアバヤーカラが、真言理趣において、これらの「能観の法聚」*rtogs pa'i bdag nyid kyi chos kyi tshogs* が法身とされることはあっても、報身と主張された例はどこにもないと論じていることから裏づけられる (MK, 222a5-a7)。
 - (18) *sarve cāśraya-parāvṛṭṭyā parāvṛṭṭā bodhipakṣyādayo niṣprapañca-jñānātmakā dharmmakāyo 'bhidhīyata iti kecit/*(AASV, 105)
 - (19) *iti kārikāyām svābhāvikaśabdānantaraṃ dharmmakāyaśabdasyāpāthāt kāyatrayam eveti* (AASV, 106)
 - (20) *slob dpon gyi bzhed pa 'di la sngar bshad pa ltar rgya gar ba dang bod kyang mang po zhig gis mi legs par smra yang kho bo ni 'di nyid 'thad par sems so//* (LSSP, 1042)
 - (21) 法身章の最後のトピックである衆生救済の二十七事業は、注釈家によって一部解釈が異なるが、資糧道から仏地である無住処涅槃まで段階的に配当されるのが常である。したがって資糧道の凡夫も、法身の救済に預かれることになる。
 - (22) この問題に関しては、袴谷 1986 参照。
 - (23) 一例を挙げると、ツォンカバは LSSP 上掲 (20) 引用箇所の後で、三身説論者からの批判に一々反駁を加えている。その議論は難解で、いまだ筆者が十分に理解できない点も残されているが、それらは四身説に教理的矛盾がないことを論証するためのもので、四身説にどのようなメリットがあるかを積極的に主張するものとはなっていない。